

# 令和4年第6回農業委員会総会議事録

令和4年6月1日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和4年6月1日(水)

午後3時開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第32号 農地法第3条許可について

議案第33号 農地法第4条許可について

議案第34号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第35号 農地法第5条許可について

議案第36号 非農地証明について

議案第37号 農用地利用集積計画の決定について

[ 報 告 ]

報告第31号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第32号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第33号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第34号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第35号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第36号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 野 富 男
7 番 川 越 定 光	8 番 川 崎 和 久	10 番 川 越 忠 次
11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美
15 番 小 倉 俊 博	16 番 佐 藤 裕 次 郎	17 番 片 上 英 行
18 番 高 間 秀 一	19 番 川 越 達 也	20 番 前 田 峰 子
22 番 外 蘭 香	23 番 蛭 原 安 德	24 番 松 田 真 郎

5. 欠席委員

9 番 松 田 実	14 番 持 原 義 信	21 番 中 村 和 寛
-----------	--------------	--------------


6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	副主幹兼農地調整係長	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳	農地調整係主査	河 野 雅 人
総務係主任主事	藤 岡 拓 麻	農地調整係主任主事	領 家 健 志

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 川越 正彦 

委員 松田 真郎 

委員 岡 武敏 

午後 3 時開会

○議長（川越） これより令和 4 年第 6 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は松田会長が欠席のため、会長代理の私（川越）が議長を務めさせていただきます。

本日は、9 番松田実委員、14 番持原義信委員、21 番中村和寛委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、2 番岡武義委員、24 番松田真郎委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長補佐に説明をいたさせます。

○事務局（長谷川） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 32 号「農地法第 3 条許可について」は 10 件でございます。

議案第 33 号「農地法第 4 条許可について」は 5 件でございます。

議案第 34 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 2 件でございます。

議案第 35 号「農地法第 5 条許可について」は 18 件でございます。

議案第 36 号「非農地証明について」は 1 件でございます。

議案第 37 号「農用地利用集積計画の決定について」は 79 件でございます。

以上、審議件数は 115 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、22 万 9,548 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、15 万 2,957 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 議案第 32 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（河野） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、3 名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました。1 ページの番号 133、2 ページの番号 137、3 ページの番号 141、142 が該当しますが、番号 137 は売買価格が地域の相場より高く、番号 133、141、142 は基盤強化法と 3 条申請の申請方法や許可の時期等を勘案の上検討したため、3 条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号 134 を御覧ください。

本案件は、受人の経営面積は 2,030 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が 5,170 平方メートルとなり、3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 33 号農地法第 4 条許可について、4 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 4 条許可について説明します。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 25 を御覧ください。

申請人は宮崎市上野町在住の個人です。申請地は、宮崎市大塚台西 2 丁目にあります宮崎西小学校から西に約 600 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地に一般個人住宅を建築していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」に該当していますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、申請地は現況のまま利用し、土砂の流出に留意し、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむ



を得ないものと判断しています。

最後に、番号 26 を御覧ください。

申請人は宮崎市清武町船引在住の農家です。申請地は、宮崎市清武町船引にあります清武インターチェンジから西に約 1.5 キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地に農業用倉庫等を建築していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、申請地は土砂の流出に留意し、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

○18 番（高間委員） 始末書についてですが、申請者が複数回違反転用を行っていても、その都度始末書を提出すれば追認を受けられるのでしょうか。

○事務局（川越） 高間委員の御質問ですが、そのような話になってしまうところは事実であります。ただ、始末書を提出された方々に対しては、再び違反転用を行うことがないように指導を行っているというところで御理解いただければと思っています。説明は以上です。

○18 番（高間委員） 2 回、3 回違反転用を行っていても、口頭での指導のみで許されるのですか。

○事務局（川越） はい。ただ、始末書付きの転用申請の受付けを行う際に、ほかの違反地がないかというところも確認して、もし是正ができるようであれば、その申請と併せて是正の手続きを行っていただくよう指導を行っているところです。説明は以上です。

○18 番（高間委員） 分かりました。

○議長（川越） ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、5 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 34 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、6 ページを議題とします。

○事務局（領家） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

まず、番号 6 を御覧ください。

本案件は、宮崎市佐土原町下那珂の農地に仮設通路を設置する目的で、農地法第 5 条の許可を令和 3 年 10 月 26 日に得た後、転用面積を変更するため、令和 4 年 4 月 25 日に事業計画変更の承認を得ております。今回、仮設通路の農振農用地区域から除外

が完了したため、この通路部分を分筆し、一時転用（使用貸借）から恒久転用（所有権移転）への変更、転用実行者及び分筆による面積の変更のための申請となります。また、変更後の転用申請においても立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、7ページの議案第35号番号83で別途議案として上程していません。

次に、番号7を御覧ください。

本案件は、宮崎市田野町の農地を工場にする目的で、農地法第5条の許可を昭和57年5月10日に得ていますが、転用が実行されずに現在に至っています。今回、転用実行者を承継人に、用途も一般個人住宅に変更し、また、変更後の転用申請においても立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、11ページの議案第35号番号96で別途議案として上程していません。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第35号農地法第5条許可について、7ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

まず、番号 81 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大坪東 3 丁目在住の個人、受人は宮崎市上野町在住の個人です。申請地は、宮崎市大塚台西 2 丁目にあります宮崎西小学校から西に約 600 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地に一般個人住宅を建築していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」に該当していますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、申請地は現況のまま利用し、土砂の流出に留意し、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号 82 です。次に、番号 83 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町在住の個人、受人は宮崎市佐土原町に本拠を置く養鰻業を営む法人です。申請地は、宮崎市大字塩路にありますフェニックス自然動物園から北西に約 1.2 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を通路として利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」に該当していますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張（既存施設の 2 分の 1 以下）」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、申請地の周囲に土留めを設け、土砂の流出を防ぎ、雨水は既存敷地内側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

最後に、番号 84 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町在住の個人、受人は宮崎市大字島之内に本拠を置く建設土木業を営む法人です。申請地は、宮崎市大字塩路にありますフェニックス自然動物園から北西に約 1.4 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を現場事務所等として一時利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、申請地の周囲から 1 メー

トル間隔を置いて利用することで土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号85を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市清武町今泉在住の農家、受人は宮崎市清武町今泉在住の農家です。申請地は、宮崎市清武町今泉にあります清武地区交流センターから西に約600メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地に農業用倉庫を建築しており、今回、牛舎等を建築したく追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、牛舎は床にコンクリート底盤をはり、屋根をつけ、雨水が家畜排泄物と混ざることによる汚水発生を防止します。また、牛舎からの糞尿は敷料に混ぜて堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えています。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 36 号非農地証明について、12 ページを議題とします。

○事務局（川越） 非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されて

いる農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、1 件の案件について説明いたします。

申請番号 5 は、登記簿地目が田であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林及び原野化しております。

このことから、この案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この案件につきましては、5 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 37 号農用地利用集積計画の決定について、13 ページから 54 ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

（16 番佐藤裕次郎委員退室）

○事務局（藤岡） 議案第 37 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、13 ページの番号 103 番から 23 ページの 121 番までの 18 件でございます。

利用権設定につきましては、24ページの番号351番から54ページの番号404番までの54件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が4件、新規設定が11件、賃借権の再設定が14件、新規設定が23件となっております。中間管理の特例事業による貸借は2件となっております。

また、53ページの番号403番から54ページの404番の2件につきましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明します57ページの番号409番、410番により、農地中間管理機構である公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買い手候補者に最長4年10カ月間農地を貸し付けた後に、農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（16番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（川越） 次に、55ページから58ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（藤岡） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、55ページの番号405番から58ページの番号411番までの7件でございます。

また、57ページの番号409番、410番につきましては、先ほど説明いたしました53ページの番号403番から54ページの404番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸付の後に売り渡すものであり、58ページの番号411番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸付が終わり、売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。



○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長補佐に説明を求めます。

○事務局（長谷川） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 31 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 3 件でございます。

報告第 32 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 4 件でございます。

報告第 33 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 5 件でございます。

報告第 34 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 11 件でございます。

報告第 35 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 4 件でございます。

報告第 36 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 11 件でございます。

なお、報告第 31 号、第 32 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第 33 号、第 34 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（川越） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はご

ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこちらをもって閉会してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(川越) 御異議なしと認めます。よって、令和4年第6回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時37分閉会